

令和7年度まちなかウォークブルストリートデザイン策定業務委託  
仕様書

令和7年4月

まちなかウォークブルストリートデザインに関する協議会

## 【目次】

### 第一章 総則

1	目的	1
2	検討区域	1
3	履行期間及び契約	1
4	提出書類	1
5	貸与資料	1
6	秘密保持	1
7	個人情報保護	1
8	損害賠償	1
9	検査	2
10	完了	2
11	契約不適合	2
12	成果品の帰属	2

### 第二章 業務概要

1	業務概要	2
---	------	---

### 第三章 業務内容

1	業務内容	3
2	成果品	4
3	その他	4

## 第一章 総則

### 1 目的

本仕様書は、まちなかウォークアブルストリートデザインに関する協議会（以下「協議会」という。）が発注する令和7年度まちなかウォークアブルストリートデザイン策定業務（以下「本業務」という。）について必要な事項を定める。

### 2 検討区域

検討区域は、別添に示す区域とする。

### 3 履行期間及び契約

履行期間は、契約締結日から令和8年3月6日（金）までとする。

### 4 提出書類

受注者は、業務着手にあたり、速やかに次の書類を提出し、発注者の承認を受けるものとする。

- (1) 業務工程表
- (2) 実施計画書
- (3) 業務代理人等通知書
- (4) 業務体制表
- (5) その他発注者の指示する書類

### 5 貸与資料

貸与資料がある場合は、資料の破損、滅失等の事故のないよう留意する。

貸与資料の使用にあたっては、本業務での利用に限定し、他の目的のために使用してはならない。また、本業務完了後、速やかに返却するものとする。

### 6 秘密保持

受注者は、業務履行上、知り得た内容について、業務中及び業務完了後において、一切、第三者に漏らしてはならない。

### 7 個人情報保護

受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報を取り扱う場合は、個人の権利利益を侵害することのないように努めなければならない。

なお、事務処理をするための個人情報の取り扱いについては、別記「個人情報の取扱いに関する特記仕様書」の個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。

### 8 損害賠償

受注者は、業務遂行にあたり、発注者並びに第三者に損害を与えた場合は、直ち

にその状況及び内容について報告し、発注者の指示に従うものとする。また、賠償等に必要な負担は受注者が負うものとする。

## 9 検査

受注者は、業務終了後、発注者による検査を受けるものとする。その結果、成果品について、本仕様書の内容等を満たさない場合は、受注者の負担にて速やかに修正を行い、再検査を受けるものとする。

## 10 完了

受注者は、成果品とともに成果品納品書を提出し、検査合格により完了するものとする。

## 11 契約不適合

業務完了後、受注者の過失又は疎漏に起因する不良箇所が発見された場合は、発注者の求めに応じ、受注者の負担にて速やかに修正、補正及びその他必要な作業を行うものとする。

## 12 成果品の帰属

成果品の著作権及び所有権は、全て発注者に帰属するものとし、発注者に許可なく第三者に公表、貸与及び使用してはならない。

## 第二章 業務概要

### 1 業務概要

#### (1) 業務管理

受注者は、本業務を円滑に遂行することを目的とした実施計画書を作成し、発注者の承認を得て遂行する。

#### (2) 実施体制

受注者は、本業務の遂行を確実に実施体制を確保し、業務体制表を提示する。

#### (3) 会議運営

ア 受注者は、本業務の遂行において、協議及び報告等を目的とした会議を必要に応じて開催し、業務遂行に責任を持つものが出席する。その他、関係者の判断により、必要に応じて開催する。

イ 受注者は、会議の主導的な立場として運営し、資料作成や資料説明等を行う。

### 第三章 業務内容

#### 1 業務内容

業務内容は、次のとおりとする。

##### 共通事項

##### (1) 計画準備（現状把握、評価）

2市におけるこれまでのウォーカブルなまちづくりに関する検討経緯・内容及び関連計画を整理の上、本業務の前提条件を把握し、業務を計画するとともにガイドライン並びに基本デザイン策定に向けた基礎資料として活用する。

##### (2) デザインコンセプトの検討

対象地について、居心地がよく歩きたくなる、人中心のウォーカブルなまちなかの形成に資する空間、あるいは周辺環境と調和する質の高いデザインを備えた空間へと改修を図るためのデザインコンセプトを検討する。

##### (3) ワークショップ開催支援

対象地のデザインのあり方等について意見交換するワークショップの開催にあたり、ワークショップの運営及び資料作成、結果とりまとめを行う。

ワークショップは、沿道地権者や地域住民が参画することとし、市ごとに3回以上（計6回以上）の開催を想定する。

ワークショップでは、イラストやCGパース、事例写真等を積極的に提示することにより、参加者が視覚的に分かりやすくするよう配慮する。

##### (4) 広域連携効果検証

民間投資を誘発するため、地方都市が連携することによるスケールメリット等を活かした民間の意欲を高めるための方策について検討する。

##### (5) 成果品とりまとめ

業務報告書を取りまとめるとともに、地域住民や市民に周知をはかるための概要版等を作成する。

##### (6) 打合せ協議

業務遂行のために必要な打合せ協議を行う。打合せ協議は、市ごとに5回程度（計10回程度）の開催を想定する。

##### 焼津市

##### (1) デザインガイドラインの検討

デザインコンセプトやワークショップの結果等を踏まえた将来イメージを検討し、これらを実現するための道路空間、沿道空間における質の高い空間形成の考え方を検討する。

さらに、道路空間においては、舗装、緑化、工作物等について、沿道空間においては、建物用途、形態意匠、色彩、屋外広告物、セットバック空間等について、デザインのあり方や考え方についてとりまとめる。

ガイドラインのとりまとめにあたっては、イラストやCGパース、現況写真を多用し、視覚的に分かりやすくするよう配慮する（アイレベルのスケッチパースを含む

こと)。

## 掛川市

### (1) 基本デザインの検討

#### ①諸施設の検討及びレイアウトの検討

デザインコンセプトやワークショップの結果等及び対象地区の道路構造の見直しの考え方を踏まえ、基本デザインを検討するとともに、主要施設の規模や配置、植栽の位置や樹種、その他必要な施設の規模や配置について検討を行う。

なお、検討した結果は、図等で表現するとともに、令和7年11月末までに概算事業費を算出できるよう必要な資料をとりまとめる。

#### ②概算工事費の算出

「①諸施設の検討及びレイアウトの検討」結果を踏まえ、概算工事費を算出する。

#### ③鳥瞰図、イメージパースの作成

「①諸施設の検討及びレイアウトの検討」結果を踏まえ、鳥瞰図(1点)、アイレベルのスケッチパース(2点)を作成する。アングル等については協議のうえ決定する。

### (2) 庁内会議開催支援

駅前通り整備のデザインコンセプトや基本デザインの内容について協議するために開催する庁内会議の開催にあたり、会議に出席し、説明を補助するとともに、会議資料の作成、会議結果のとりまとめを行う。

会議は3回の開催を想定する。

## 2 成果品

### 焼津市

- ① 業務報告書 2部 (A4サイズ、ファイル綴り)
- ② デザインガイドライン 本編 100部 (A4サイズ、30ページ程度)
- ③ デザインガイドライン 概要版 100部 (A4サイズ、8ページ程度)
- ④ 上記電子データ 一式 (DVD等)

### 掛川市

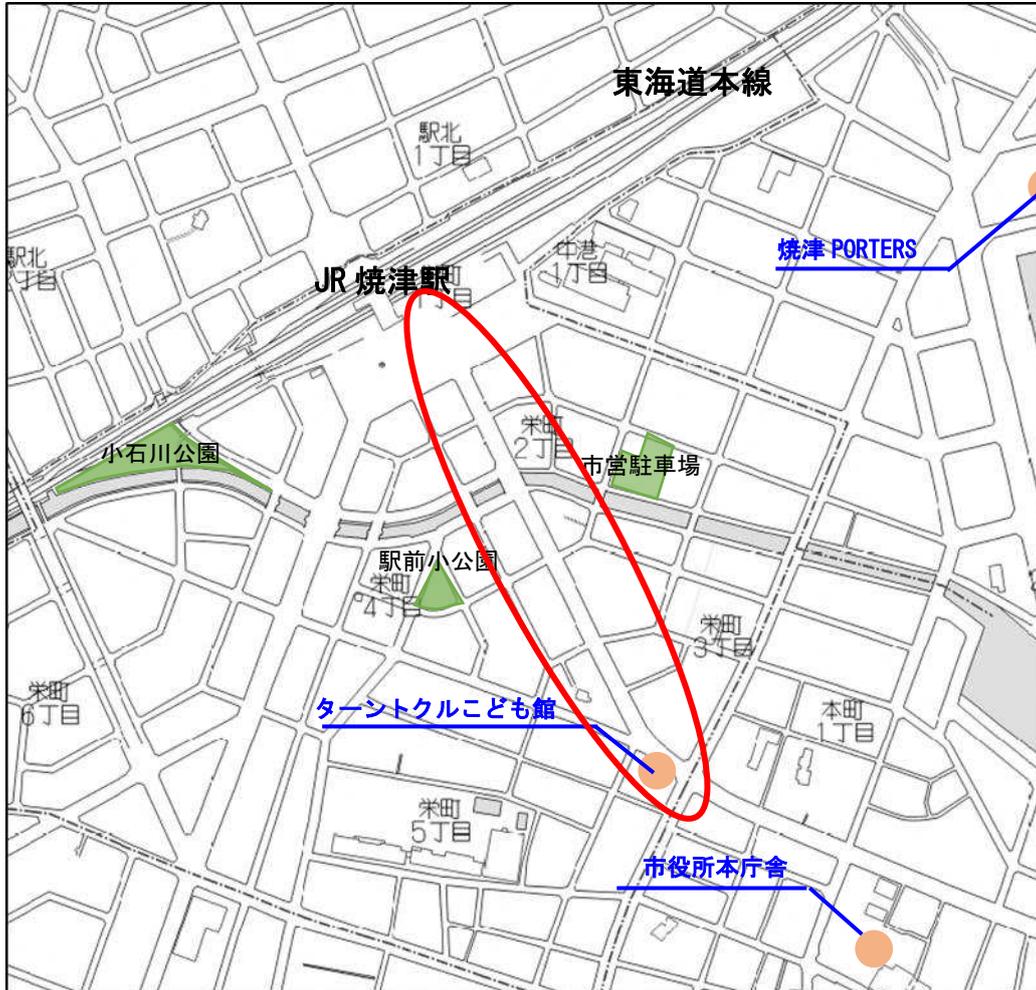
- ① 業務報告書 2部 (A4サイズ、ファイル綴り)
- ② 基本デザイン検討資料 一式 (A3サイズ、ファイル綴り)
- ③ 鳥瞰図、イメージパース 一式 (A3等)
- ④ 周知用概要版 100部 (A3サイズ、両面程度)
- ⑤ 上記電子データ 一式 (DVD等)

## 3 その他

本仕様書に定めのない事項または疑義が生じた場合は、その都度、発注者と協議の上、決定するものとする。

# 検討区域

① 焼津市



② 掛川市

